

(1) 登録団体

施設名	使用区分	貸出時間 (A)	現行 (登録団体)		1時間あたり原価 (C) (資料2-2より)	貸出時間あたり原価 (D) (A×C)	適正割合※1 (E) 区分⑤	適正金額 (F) (D×0.5)	F > G のため Gに基づき単価設定	現状(B)の1.5倍 (激変緩和上限) (G) (B×1.5)
			使用料 (条例) (B)	受益者負担割合						
多目的スペース (実習室利用あり) (175 m ²)	午前	3 時間	900 円	30%	999 円	2,997 円	50%	1,499	>	1,350
	午後	4 時間	1,200 円	30%						
	夜間	4 時間	1,200 円	30%						
	全日	11 時間	3,000 円	27%						
多目的スペース (実習室利用なし) (161 m ²)	午前	3 時間	800 円	29%	919 円	2,757 円	50%	1,379	>	1,200
	午後	4 時間	1,100 円	30%						
	夜間	4 時間	1,100 円	30%						
	全日	11 時間	2,700 円	27%						
講座室 1 (53 m ²)	午前	3 時間	250 円	28%	303 円	909 円	50%	455	>	375
	午後	4 時間	300 円	25%						
	夜間	4 時間	300 円	25%						
	全日	11 時間	800 円	24%						
講座室 2 (48 m ²)	午前	3 時間	250 円	30%	274 円	822 円	50%	411	>	375
	午後	4 時間	300 円	27%						
	夜間	4 時間	300 円	27%						
	全日	11 時間	800 円	27%						



(改正案)	
新料金 (H)	受益者割合 (D÷H)
1,350	45%
1,800	45%
1,800	45%
4,500	41%
1,200	44%
1,650	45%
1,650	45%
4,050	40%
350	39%
450	37%
450	37%
1,200	36%
350	43%
450	41%
450	41%
1,200	40%

(2) 登録団体以外

施設名	使用区分	貸出時間 (A)	現行 (登録団体以外)		1時間あたり原価 (C) (資料2-2より)	貸出時間あたり原価 (D) (A×C)	適正割合※1 (E') 区分④	適正金額 (F') (D×0.7)	F' < G' のため Cの時間原価に基づき設定	現状(B')の1.5倍 (激変緩和上限) (G') (B'×1.5)
			使用料 (条例) (B')	受益者負担割合						
多目的スペース (実習室利用あり) (175 m ²)	午前	3 時間	1,500 円	50%	999 円	2,997 円	70%	2,098	<	2,250
	午後	4 時間	2,000 円	50%						
	夜間	4 時間	2,000 円	50%						
	全日	11 時間	5,500 円	50%						
多目的スペース (実習室利用なし) (161 m ²)	午前	3 時間	1,350 円	49%	919 円	2,757 円	70%	1,930	<	2,025
	午後	4 時間	1,800 円	49%						
	夜間	4 時間	1,800 円	49%						
	全日	11 時間	4,950 円	49%						
講座室 1 (53 m ²)	午前	3 時間	400 円	44%	303 円	909 円	70%	636	>	600
	午後	4 時間	550 円	45%						
	夜間	4 時間	550 円	45%						
	全日	11 時間	1,500 円	45%						
講座室 2 (48 m ²)	午前	3 時間	400 円	49%	274 円	822 円	70%	575	<	600
	午後	4 時間	550 円	50%						
	夜間	4 時間	550 円	50%						
	全日	11 時間	1,500 円	50%						



(改正案)	
新料金 (H')	受益者割合 (D÷H')
2,100	70%
2,800	70%
2,800	70%
7,700	70%
1,950	71%
2,600	71%
2,600	71%
7,100	70%
600	66%
800	66%
800	66%
2,200	66%
600	73%
800	73%
800	73%
2,200	73%

午前：午前9時から正午まで
 午後：午後1時から午後5時まで
 夜間：午後5時30分から午後9時30分まで
 全日：午前9時から午後9時30分まで（各使用区分の中間の時間は使用料を徴収しない）

※1 「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」における性質別分類表に基づく受益者負担割合（適正範囲±10）
 ※2 (2)登録団体以外の講座室2の改正案料金は、講座室2が講座室1と面積がほぼ同等であることから、同料金とした。